



## 台風、水害など自然災害による住宅修理に「保険金が使える」にご用心！ 日本損害保険協会と長野県が共同で注意喚起を行います。

一般社団法人日本損害保険協会関東支部長野損保会と長野県は、悪質な保険金の申請代行サービス等に関する注意喚起を行うため、共同で会見を行います。

### 1 背景・趣旨

全国の消費生活センター等に、自然災害発生後に「保険金の申請を代行するといって、事業者から高額の手数料を請求された」など、「保険金が使える」と勧誘する申請代行サービスに関する相談などが寄せられています。

本県でも、令和元年東日本台風以降、類似の相談件数が急増しており、消費者被害の発生が懸念されています。

そのため、台風シーズンに合わせて、一般社団法人日本損害保険協会関東支部長野損保会と長野県が共同で啓発チラシを作成し、関係機関等に配布し、広く周知し注意喚起を呼びかけます。

### 2 会見

#### (1) 日時

令和4年9月15日（木） 午前11時10分から

#### (2) 会場

長野県庁本館 3階 会見場

#### (3) 出席者

一般社団法人日本損害保険協会関東支部 長野損保会

小林 登 会長（損害保険ジャパン株式会社長野支店長）

長野県県民文化部

山田 明子 部長

### 相手を確認してから電話にでましょう！



- 在宅中でも留守番電話設定
- 迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
- ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

県民文化部くらし安全・消費生活課  
(課長)笠原 隆通 (担当)湯田 篤  
電話 026-235-7286 (直通)  
FAX 026-235-7374  
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp